

議案第12号

加西市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

加西市社会教育委員に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴う社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の改正により、社会教育委員の委嘱の基準が文部科学省令を参酌して条例で定めることとされたため改正するもの。